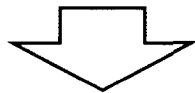


母子家庭等自立支援対策について

○平成14年に母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法等を改正し、
「就業・自立に向けた総合的な支援」へと施策を強化したところである。

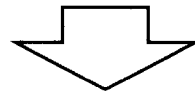
○具体的には、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、
「経済的支援策」の4本柱により施策を推進中。

母子家庭及び寡婦自立促進計画（地方公共団体が国の基本方針を踏まえて策定）



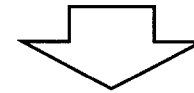
子育てと生活支援

- ◎ 保育所の優先入所の法定化
- ◎ ヘルパーの派遣などによる子育て、生活支援策の実施
- ・ サテライト型施設の設置など母子生活支援施設の機能の拡充



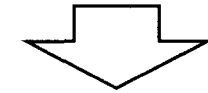
就業支援

- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進
- ◆ 個々の実情に応じた、ハローワーク等との連携による母子自立支援プログラムの策定等
- ・ 母子家庭の能力開発等のための給付金の支給
- ・ 準備講習付き職業訓練の実施等



養育費の確保

- ◎ 養育費相談支援センターの創設
- ◎ 養育費支払い努力義務の法定化
- ◎ 「養育費の手引き」やリーフレットの配布
- ◎ 民事執行制度の改正による履行確保の促進



経済的支援

- ◎ 児童扶養手当の支給
- ・ 自立を支援する観点から母子寡婦福祉貸付の充実

※上記のうち、◎は、父子家庭も対象。○は、事業の一部に関して父子家庭も対象。
◆については、平成23年度予算案において、父子家庭も対象に。